

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

(変更)

			資料番号	5	担当課	漁政課
法令名	水産業協同組合法	根拠条項	68 - 2	許認可等の内容	漁業協同組合の解散の決議の認可	
水産業協同組合法 昭和二十三年十二月十五日法律第二百四十二号						
(解散事由)						
第六十八条 組合は、次の事由によつて解散する。						
一 総会の決議						
二 組合の合併						
三 組合の破産						
四 存立時期の満了						
五 第二百二十四条の二の規定による解散の命令						
2 解散の決議は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。						
3 前項の申請があつた場合には、第六十三条第二項、第六十四条(第二号を除く。)及び第六十五条の規定を準用する。						
4 第一項の事由に因る外、組合は、組合員(準組合員を除く。)が二十人(業種別組合にあつては、十五人)未満になつたことに因つて解散する。						
5 組合は、前項の規定により解散したときは、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。						
(解散事由)						
第九十一条 連合会は、次の事由によつて解散する。						
一 総会の決議						
二 連合会の合併						
三 連合会の破産						
四 存立時期の満了						
五 第二百二十四条の二の規定による解散の命令						
六 会員(准会員を除く。以下この条及び次条(同条第一項第一号を除く。)において同じ。)がいなくなつたこと。						
2 解散の決議は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。						
3 前項の申請があつた場合には、第六十三条第二項、第六十四条(第二号を除く。)及び第六十五条の規定を準用する。						
4 会員が一人になつた連合会は、第一項の事由によるほか、次の事由により解散する。						
一 次条の規定による権利義務の承継があつたこと。						
二 次条第二項において準用する第六十九条第二項の認可の申請につき不認可の処分があつたこと。						
三 次条第三項の期間内に同条第二項において準用する第六十九条第二項の認可の申請がなかつたこと。						
5 連合会は、会員がいなくなつたこと又は前項第三号に掲げる事由によつて解散したときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。						

(設立の認可)

第六十四条 行政庁は、前条第一項の認可の申請があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、設立の認可をしなければならない。

- 一 設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反するとき。
- 二 事業を行うために必要な経営的基礎を欠く等その事業の目的を達成することが著しく困難であると認められるとき。

- ・ 水産業協同組合法施行細則(昭和33年8月8日規則第37号)

(解散の決議の認可申請)

第九条 組合は、法第68条第2項の規定又はこれを準用する規定により解散の決議の認可を申請しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 総会議事録謄本
- (2) 財産目録、貸借対照表及び損益計算書
- (3) 解散理由書